

熊本県介護等体験（特別支援学校）実施要項

（趣 旨）

第1条 この要項は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）第2条第1項の規定により、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者が、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を円滑に行うための手続等のうち、熊本県内の特別支援学校（熊本大学教育学部附属特別支援学校を除く。）において実施するもの（以下「介護等体験（特別支援学校）」という。）の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（実施期間）

第2条 介護等体験（特別支援学校）の実施期間は、2日間とする。

2 前項に規定する期間は、6月から翌年2月までのうち長期休暇の期間を除き、児童生徒の在校時間を基本に、実施校毎に日程を定めるものとする。

（実施校）

第3条 介護等体験（特別支援学校）の実施校（以下「受入校」という。）は、別に定める。

（対 象）

第4条 介護等体験（特別支援学校）の受入れ対象者は、介護等体験特例法の適用を受ける者で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を受けようとする者のうち、大学、短期大学及び指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する者（科目等履修生を含む。以下「介護等体験生」という。）とする。

（申込み手続）

第5条 大学等は、介護等体験生を取りまとめ、事前に受入校に連絡するとともに、6月末日までに、様式1及び様式2をメールにて提出するものとする。

2 受入校は、前項に規定する申込みに対し、様式3及び様式4をメールにて大学等に送付するものとする。

3 大学等は、切手を貼った大学等又は介護等体験生宛ての返信用封筒（証明書送付用）を体験初日までに受入校に提出するものとする。

（証明書の発行）

第6条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）終了後、速やかに証明書（様式5）を発行し、第5条第3項の返信用封筒で、大学等又は介護等体験生に送付するものとする。

2 受入校は、次条に規定する実施台帳に記載された者から証明書発行の請求があった場合は、前項に準じて発行等を行うものとする。

（実施台帳）

第7条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）終了後、台帳に番号、氏名等を記載し、保存するものとする。

(終了報告)

第8条 受入校は、介護等体験終了後、熊本県教育委員会に、介護等体験（特別支援学校）実績報告書（様式6）を送付するものとする。ただし、市立特別支援学校にあっては、設置者を通じて報告するものとする。

(費用負担)

第9条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）に係る費用を徴収しない。

2 昼食等で学校給食を利用した場合や校外学習等に伴う交通費等については、実費を介護等体験生が負担するものとする。

(保険の加入)

第10条 介護等体験生は、介護等体験（特別支援学校）を行うに当たり、各自保険に加入するものとする。

(介護等体験生の責務)

第11条 介護等体験生は、受入校の指導に従わなければならない。

2 感染症予防の観点から、介護等体験生は、実施期間前、実施期間中において、健康状態に最大限注意を払うとともに、検温、手洗いを徹底し、介護等の体験に当たるものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月3日から施行する。

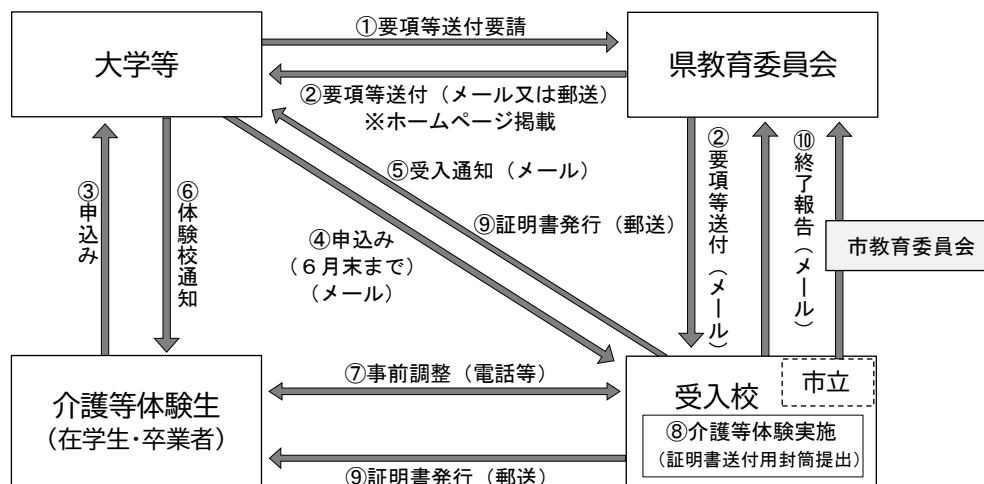
附 則

この要項は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月17日から施行する。

【申込み手続き等の流れ】



※⑨は、返信用封筒に記入された宛先に送付する。